

まだまだ警戒！ 高病原性鳥インフルエンザ！

4月に入ってから、青森県2例、北海道2例、秋田県1例と、4月としては過去にない勢いで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

また、北海道、東北を中心に死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、今シーズンは特にカラスからのウイルス検出が相次いでいます。

気候もよくなってきましたが、まだまだ高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは高いと考えられます。

引き続き衛生対策を実施していただくようお願いします！

飼養衛生管理基準をしっかりと遵守してください！
特に次の7項目について点検をお願いします！

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目21)
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除(項目26)



毎日の健康観察、異常発見時の早期通報もお忘れなく！